

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 の徹底に係る職員等への注意喚起について

令和2年12月17日
福島県高齢福祉課

全国的に介護保険施設等のクラスターが多発し、県内においても感染者数が増加傾向にあることから、改めて高齢者の重症化リスクを考慮の上、感染症を持ち込まない対策を徹底するよう、職員等への注意喚起をお願いします。

記

1 注意喚起

○特に留意すべき項目（チェックリスト掲載内容）

- ・発熱症状のまま、職場に出勤していないか
- ・同居家族に発熱症状があったにもかかわらず、職場に出勤していないか
- ・体調不良を確認したにもかかわらず、休養させる管理体制がとられているか
- ・不要不急の人混みへの外出を控えているか
- ・県外への外出時のリスク管理がなされているか

○感染症を持ち込まない対策の再徹底

施設・事業所で作成するガイドラインや県作成のチェックリストの活用により、再徹底をお願いします。

2 確認事項

(1) 新型コロナウイルス対応状況チェックリスト

高齢者施設用、通所・ショートステイ用のものですが、感染防止対策の参考として御活用ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>

(2) 介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修

介護サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止対策について、研修プログラム・教材が公開されていますので御活用ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/413184.pdf>

(3) その他

感染症対策を含め最新の情報は、高齢福祉課HPに掲載してありますので、常時御確認するようお願いします。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/shingatacorona.html>

(事務担当 介護事業者担当 電話 024-521-7745)